

聖籠町告示第22号

聖籠町農業委員候補者評価委員会運営要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町農業委員候補者評価委員会運営要綱

(目的)

第1条 この告示は、聖籠町農業委員会農業委員の候補者（以下「農業委員候補者」という。）の評価に係る意見を町長に述べるために設置する聖籠町農業委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(評価委員会の役割)

第2条 評価委員会は、町長の求めにより、農業委員候補者の評価に係る意見を町長に述べるものとする。

2 前項の評価は、農業委員候補者の活動歴等の審査のほか、必要に応じて、面接その他適当と認める方法により行うものとする。

(評価委員)

第3条 評価委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、特に必要があると認めるときは、町長は、農業に関する識見を有する者を任命することができる。

- (1) 聖籠町副町長
- (2) 聖籠町総務課長
- (3) 聖籠町産業観光課長

(任期等)

第4条 前条ただし書きの委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、次に掲げる事項に該当したときは、その職を失う。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 委員は、正当な事由があるときは、評価委員会の同意を得て評価委員を辞

任することができる。

(評価委員会の会長等)

第5条 評価委員会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(評価委員会の会議)

第6条 評価委員会は、町長の求めに応じて会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 評価委員会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 評価委員会による農業委員候補者の評価に係る意見の決定等は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(秘密保持)

第8条 委員は、職務上知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 評価委員会の庶務は、聖籠町農業委員会事務局において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。